

【様式 1-1】 ご提出いただく書類について
※証明書等は原本のご提出をお願いしております

①被相続人（亡くなられた方）の住民票の写し

➡亡くなられた方の住民票の除票の写し（原本）をご提出お願いします。住民票の除票に記載された住所が、当該家屋の所在地と同じであることをご確認ください。家屋の所在地以外が住所（親族の自宅等）であった場合は、確認書の発行ができない場合がございますので予めご了承ください。

ただし、老人ホーム等に入所していた場合については、「被相続人が老人ホーム等に入所していた場合には、追加書類が必要です（【1-1】から【1-3】いずれの譲渡方法でも共通）」をご確認ください。

②申請被相続人居住用家屋の相続人（相続を受けた方全員）の住民票

➡被相続人居住用家屋（亡くなった方が住んでいた家屋）を、相続した相続人全員の住民票の写し（原本）をご提出お願いします。なお、住民票は、相続人が相続開始の直前から譲渡した時まで家屋に居住していなかったことを確認するため、譲渡後に取得した住民票が必要です。

③申請被相続人居住用家屋またはその敷地等の売買契約書のコピー等

➡相続した家屋（土地含む）の譲渡日（引き渡した日）を確認するため、売買契約書等のコピーをご提出お願いします。なお、売買契約書等で譲渡日が確認できない場合は、登記事項証明書等（その譲渡の時期を確認できるもの）が必要です。

④相続または遺贈による申請被相続人居住用家屋及びその敷地等の取得をした「相続人の数」を明らかにする書類として、申請被相続人居住用家屋及びその敷地の登記事項証明書等（原則コピー不可、※登記事項証明書の提出が難しい場合や換価分割の場合は、遺産分割協議書等）

➡亡くなった方が住んでいた家屋（土地含む）を、相続した方が何名であったかを確認するために、建物と土地の登記事項証明書等をご提出お願いします。1名が単独で相続した場合も必要です。登記事項証明書の提出が難しい場合（未登記等）や換価分割の場合は、遺産分割協議書等をご提出お願いします。

【様式 1-1】 ご提出いただく書類について
※証明書等は原本のご提出をお願いしております

⑤申請被相続人居住用家屋またはその敷地等が「相続の時から譲渡の時まで事業の用、貸付けの用または居住の用に供されていたことがないこと」を証する書類として以下のいずれか

➡居住者が亡くなってから、譲渡した時まで何にも使用していないことを、(1) から (3) のいずれかの書類で確認します。

(1) は、居住者（被相続人）が亡くなってから譲渡した日までに、電気や水道等のライフラインの使用が中止されたこと（閉栓日や使用中止日）が確認できる書類が必要です。該当する書類があるか、契約していた会社や料金の支払い先にお問合せください。

(2) は、当該家屋の相続人と媒介契約を締結した宅地建物取引業者が、当該家屋の現況が空き家であることを表示している広告等が必要です（宅地建物取引業者のホームページにて、広告が掲載されている場合は、そのページを印刷したもの）。

(3) は、当該家屋が本市の空き家バンクに登録していることが確認できる書類等によって確認できる場合がありますので、お問い合わせください。なお、本市では、空き家バンクに登録していなかった場合、その他の書類では確認いたしかねますので、(1) または (2) の書類をご準備ください。